

# 第3次実施計画（素案） （政策）

### Ⅲ 心豊かなしまね

## 政策Ⅲ—1 教育の充実

### 目 的

- 学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

### 現 状 と 課 題

- 子どもたちの学力を育成するとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。
- 子どもたちの基本的生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。
- 学力・体力の低下、いじめや不登校の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しており、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応や校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 大学等の高等教育機関は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出しています。また、様々な分野での連携により、その成果を広く県民に還元しています。引き続き、地域で必要とされる人材の育成や、様々な分野での連携を強化する必要があります。

### 取 組 み の 方 向

- 学力の育成、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組みます。
- 基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組を推進します。
- 子ども頃から地元への愛着を高め、地域を担う人材を育成していくため、ふるさと教育を推進します。
- 地域を担うひとつづくりの拠点である公民館や小学校等において行われる、地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動に取り組みます。
- 学校において、体育授業をはじめ様々な場面で、子どもたちの体力向上の取組みが進むよう努めます。
- 読書活動や「しまねのふるまい」推進に取り組むことで、心の教育の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、障がいの状況や発達段階に応じたきめ細かな教育を行います。
- 家庭・地域・職場を含めた社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。
- 大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

---

## 県が実施する施策

---

- ① 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
- ② 発達段階に応じた教育の振興
- ③ 青少年の健全な育成の推進
- ④ 高等教育の充実

## 政策Ⅲ—2 多彩な県民活動の推進

### 目 的

- ボランティアや NPO 活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

### 現 状 と 課 題

- 県では、平成 17 年に県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民・企業・NPO など多様な主体による地域社会貢献活動を『県民いきいき活動』と位置づけ、これらの活動を促進するとともに、協働を推進しています。
- 県内の NPO 法人数は 275 団体（平成 27 年 9 月現在）にまで増加し、行政だけでは解決できない課題への対応やきめ細かなサービスの提供など、幅広い分野で活躍の場が広がっています。地域づくりの新たな担い手として期待が高まってきており、NPO 法人をはじめとする市民活動団体を積極的に育成するとともに、活動を支援していくことが必要です。
- 学習意欲や各種活動への参加意欲の高まりと同時に、人づくりや地域づくりの視点からも、より多くの県民がライフスタイルに応じて、自主的、積極的に取り組むことができる環境整備が必要です。また、これらの活動の成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応じた学習・実践活動を促進することが重要です。
- 多くの県民がそれぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。全国大会等での本県選手の活躍は、夢や希望を与えてくれており、活躍する選手が増えることが期待されています。
- 平成 23 年 11 月に「島根県文化芸術振興条例」を制定しました。文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすものであり、暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな社会を形成していく上で必要なものです。このため、県民が様々な文化芸術に親しみ、主体的に参加し、創造していくことが求められています。

### 取 組 み の 方 向

- 「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づく「県民いきいき活動促進基本方針」に従い、県民・企業・NPO など多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』の一層の促進を図ります。
- ボランティアや NPO 活動などが、様々な分野で活発に展開されるための環境づくりを進めます。
- 県民が個人のニーズや社会の要請に応じて、自主的に多様な学習活動に取り組み、その成果が社会生活や地域課題の解決に生かされる環境づくりを進めます。
- 県民誰もがライフスタイルに応じたスポーツ活動ができる環境づくりを推進するとともに、全国レベルで活躍する選手を育成するため、競技力の底上げとレベルアップなど競技力向上を図ります。
- 島根の文化芸術が発展し、継承され、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動が促進されるよう環境の整備を進めます。

---

## 県が実施する施策

---

- ① 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
- ② スポーツの振興
- ③ 文化芸術の振興

## 政策Ⅲ—4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

### 目 的

- 豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
- 先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
- 県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

### 現 状 と 課 題

- 豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、自然保護への理解を促進するとともに環境への負荷の少ない社会に向けての県民一人ひとりの取り組みが必要です。
- ラムサール条約湿地に登録された宍道湖・中海の周辺では、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が浸透し、様々な取り組みが広がってきています。
- 世界ジオパークのユネスコ正式事業化を受け、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度向上の取り組みを推進し、隠岐地域の魅力づくりに向けた一層の活用を図り、平成29年度の再認定に向けた取り組みを推進していくことが必要です。
- 美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
- 県内外の方々に島根の歴史・文化に対してさらに関心を持ってもらうために、調査研究を計画的に進め、広く情報発信を行っていく必要があります。
- 豊富な地域資源をより一層活用し、地域活性化の視点をもって再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。

### 取 組 みの 方 向

- 県民参加による森づくりなど自然環境保全の取り組みを推進します。
- 自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
- ラムサール条約湿地である宍道湖・中海について、一層の保全と「賢明な利用」を推進します。
- 隠岐ユネスコ世界ジオパークを一層活用し、地元町村や関係団体と平成29年度の再認定に向けた取り組みを推進するとともに、世界ジオパークを有する国内自治体等と連携して認知度向上に取り組みます。
- 地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
- 自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
- 島根の歴史・文化の調査研究を進め、その成果を活用していくとともに、古代歴史文化にゆかりの深い県と連携し、県内外へ積極的に情報発信を行います。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の発生抑制などの取り組みを推進します。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が連携・協働して、地域資源を有効に活用し、地域活性化の好循環につなげるなど、地域振興、産業振興や安全な暮らしに資するよう再生可能エネルギーの導入を進めます。

---

## 県が実施する施策

---

- ① 多様な自然の保全
- ② 自然とのふれあいの推進
- ③ 景観の保全と創造
- ④ 文化財の保存・継承と活用
- ⑤ 環境保全の推進
- ⑥ 再生可能エネルギーの利活用の推進